

防災ガイドブック

地震や風水害などの災害はいつ発生するか分かりません。市は、地震や風水害、土砂災害などへの対策や危険箇所、指定避難所などを掲載した防災ガイドブックを配布しています。日頃から災害時の備えや災害が発生した時の対応、防災情報の入手方法、避難する場所などを確認し、いざというときに落ち着いて行動できるよう備えましょう。



大雨・台風要注意

6月から10月にかけては低気圧や台風が多く発生します。荒天が予想されるときは、なるべく外出を控え、早めに風雨に対する備えをしましょう。大雨で道路が冠水すると側溝が見えなくなったり、マンホールのふたが浮き上がって外れたりするので大変危険です。日頃から、近くの側溝やマンホールの位置を確認しておきましょう。



避難までの流れ

- ① テレビ、ラジオなどから最新の気象・災害情報を入手
- ② 市や消防署などからの避難の呼び掛けに注意
- ③ 避難場所などを確認
- ④ 避難する時は
 - 単独で行動せず、2人以上で避難する
 - 子どもや高齢者は早めに避難し、近所の人とも助け合う
 - 溝や水路に注意し、安全な避難を心がける
 - 特別な事情がない限り、徒歩で避難する



- 避難が遅れたら
近くにある丈夫な建物の、できるだけ高いところに逃げましょう。
- 車が浸水したら
水深が30cmに達すると車のエンジンが停止する可能性があります。また、車ごと流される危険性もあるため、浸水した場合はすぐ外に出ましょう。



生活 市民税・道民税

今年度の市民税・道民税(住民税)納税通知書は、6月11日に発送する予定です。住民税が給与から差し引かれる方には、5月11日に特別徴収税額の決定通知書を勤務先へ発送しました。個人の住民税は、前年中の所得を基に計算され、1月1日現在お住まいの市町村で課税されます。
*失業や特別な事情で生活が著しく困窮し、納付が困難な方は、申請すると減免になる場合があります。

納付方法

- ◆普通徴収 納付書か口座振替で納付します
- 納付時期 6月・8月・10月・12月
- ◆特別徴収 給与や年金から差し引かれます
- 納付時期
 - 給与 6月～翌年5月の毎月
 - 年金 年金支給月

納付方法 Q&A



Q. 住民税の納付書が送られてきました。給与(年金)から差し引かれているはずなのに、どうしてですか？

A. 給与や年金以外の所得がありませんか？
給与・年金から差し引かれている住民税は、その給与・年金所得にかかっているものです。それ以外の所得がある方は、年税額との差額分を普通徴収で納めていただく場合があります。
また、4月1日時点で65歳の方は、年度の途中までは普通徴収のため、納付書が送付されることがあります。他にも、住民税を2通り以上の方法で納めていただく場合があります。詳しくは、気軽に問い合わせてください。



今年度の主な改正

- ◆給与所得控除の見直し
給与所得控除の上限が、平成28年分は230万円(収入1,200万円以上の場合)でしたが、平成29年分以後は220万円(収入1,000万円以上の場合)に引き下げられることになりました。
- ◆医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の創設
健康維持や疾病予防に取り組む個人が、薬局やドラッグストアで購入したスイッチOTC医薬品の費用を所得から控除できる、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が創設されました。
対象 申告対象の年に健康診断や予防接種などを受けている方
適用期間 平成29年1月1日～33年12月31日
適用費用 本人または本人と生計を同じにする配偶者や親族が購入したスイッチOTC医薬品の購入費控除額

$$\text{その年に支払った額} - \text{保険金等で補てんされた額} - 12,000\text{円}$$

*控除の上限額は88,000円です。
*健診や予防接種の費用は、対象外です。
*従来の医療費控除と、どちらかしか適用できません。

スイッチOTC医薬品
医療用医薬品の成分を含み、処方箋なしで買える市販薬。

